

○北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

〔平成23年2月17日〕
〔条例第1号〕

改正 平成28年4月1日条例第2号

（目的及び設置）

第1条 北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例（平成16年北河内4市リサイクル施設組合条例第22号。以下「情報公開条例」という。）及び北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例（平成16年北河内4市リサイクル施設組合条例第23号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく諮問に応じて審査請求及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定に基づき、北河内4市リサイクル施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- （2）公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- （3）個人情報 個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。
- （4）開示等決定 公文書の開示の請求に係る公文書を開示するかどうかの決定又は自己に関する個人情報の、開示の請求、訂正の請求、削除の請求若しくは目的以外の利用若しくは提供（以下「目的外利用等」という。）の中止の請求に係る個人情報を開示し、訂正し、削除し、目的外利用等の中止をするかどうかの決定をいう。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 審査会の委員は、情報公開及び個人情報の保護の制度に関して識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（制度に関する重要事項についての意見）

第5条 第1条に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報の保護の制度に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、審査するに当たり必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書又は個人情報の提出を求め、審査会の委員をして、審査請求人に閲覧させずにこれらの内容を見分させることができる。

2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んで

はならない。

3 審査会は、審査するに当たり必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方式により分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（資料の提出等の求め）

第7条 前条第1項及び第3項に定めるもののほか、審査会は、第1条に規定する審査等及び第5条の規定による事務を遂行するため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関、実施機関の職員その他関係人に対して資料の提出、意見の開陳、説明等を求め、その他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（口頭意見陳述）

第8条 審査請求人、参加人及び諮問又は開示等決定をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）は、審査会が定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、陳述を聴かずに答申をすることができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会が定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（提出資料等の閲覧等）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、第7条又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例2号〕

（審査手続の非公開）

第11条 審査会の審査は、非公開とする。ただし、審査会の答申は、公表するものとする。

繰下〔平成28年条例2号〕

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を告示により公表するものとする。

一部改正、繰下〔平成28年条例2号〕

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規則で定める。

繰下〔平成28年条例2号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。